

「著作権教育」としての学習内容

「引用」に関する指導（著作物の扱い）

「著作権教育」の学習のねらい

「引用文」などの著作物の出所の明示を行う習慣をつけさせる。

- 他人の著作物を「引用」する場合、どのような立場（個人・団体・機関）で述べられたものかを確認する習慣をつけさせる。
- 著作物の「引用」の意義とその公正な慣行を理解させる。

生徒の活動

- 学校の図書館や地域の図書館、自宅などにある蔵書を調べる。
- インターネット上の情報を調べる（検索する）。
- 新聞や雑誌などの記事、ポスターなどの引用部分を参考に調べる。
- 先輩（過去の卒業生や在校生など）のレポートを参考に調べる。

「著作権教育」の指導のポイント

- 引用する場合、何のために、なぜ必要か、なぜ大切かなどの意義を理解させる。
- 引用する文章はどのような背景（個人的立場、何らかの団体・機関、著作者はどんな立場の人かなど）で作られた著作物かを意識させる。
- 正しい引用の例と不適切な引用の例を見せ、正しい引用の方法を理解させる。
- 新聞記事を丸ごと貼っただけでは引用ではないことを気付かせる。他人の意見を引用して、自分の意見と比較したり、自分の意見を発展させたりすることは重要なことであることを理解させる。
- 考え方の基本は、自分の意見と他人の意見とは、他人が読んでもわかるように、明確に分けて書くことを意識させる。
- 新聞記事などを参考にして、具体的な書き方を指導する。

これだけは！ 押さえない指導内容

「引用」著作物には、出所を明示する習慣をつけさせる。

1. 「引用」著作物は過去に公表されていることを確認すること。
2. 引用部分は「 」でくくるなどして、自分の作品部分と区別すること。
3. 自分の作品が主で、引用部分はあくまで従であることが第三者にもわかるようにすること。
4. 自分の主張を浮き彫りにするためには、引用の必然性や必要性があること。
5. 「引用」著作物の「出所の明示」を必ず記載しておくこと。

引用部分の著作者がどのような立場（個人・団体・機関）で述べたものなのかを確認する習慣を付けさせる。

段階的指導モデルでの 本事例の位置づけ



具体的な展開例

ポスターや新聞などに他者の著作物を「引用」する場合、守らなければならない「著作権のルール」について、次のようなポイントを話し合う。

- 各自の作品の中に、他人の著作物を勝手に利用したり改変したりしてはいけない。
 - ➔ 「改変」は、元の文章の意味と異なる文章でも作ることができてしまうので、著作権では許されない行為である。
- 他人の著作物を全く利用できないのではなく、『この部分はこの人のものだ』と出所や出典を明らかにすれば、利用できる。
 - ➔ このことを「引用」と呼ぶ。「引用」は、他人の著作物を引き合いに参照して、自分の論理を展開すると主張が明確になるという効果がある。
- 他人の作品を自分の作品の中で紹介するには、自分のオリジナルな考えの部分と他人の考えの部分をはっきり区別する必要がある。
- 他人の作品部分には、その著者名や著作物名・発表年などの情報も記載する必要がある。
 - ➔ このことを出所の明示という。
- 「引用」にあたって基本情報以外にも、次の注意点がある。(フリップや配布物)
 - ➔ ①自分の著作物は質量ともに主であり、引用部分は従であること。
 - ②引用部分は自分が作った部分と明確に区別できること。
 - ③引用部分は改変しないこと。
 - ④引用著作物は出典が明示されていること(著作権法第48条 出所の明示)。
- 自分と同じ考え、反対の考え、時代や立場で異なる考えを示すことはとても重要である。

この事例の実践に参考となる教材・資料

文化庁「高校生のための著作権教材」(引用するってどんなこと?)

<http://www.bunka.go.jp/1tyosaku/koukousoft/index.html>

(社) コンピュータソフトウェア著作権協会「著作権の基礎知識」

http://www.ihokamo.net/copyright_quotation.html

文化庁「著作権なるほど質問箱」(「引用」で検索)

<http://chosakuken.bunka.go.jp/naruhodo/>

